

独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護業務計画

平成20年4月1日

独立行政法人放射線医学総合研究所

目 次

第1章 総 論

1. 計画の目的	1 ページ
2. 用語の定義	1 ページ
3. 計画の目標	2 ページ
4. 計画の適切な見直し及び充実	2 ページ

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1. 独立行政法人放射線医学総合研究所原子力防災・国民保護 等連絡会議の設置	3 ページ
2. 連絡体制及び参集体制の整備	3 ページ
3. 国民保護措置の実施機能等の確保	3 ページ
4. 国民保護措置に関する職員の研修等	3 ページ

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1. 独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護連絡班の設置	3 ページ
2. 独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護等対策本部の 設置	4 ページ
3. 職員の派遣	4 ページ
4. 当研究所が被災した場合の措置	4 ページ

第3章 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に係る国民保護 措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

1. 関係機関相互の連携協力の確保	5 ページ
2. 文部科学省等からの要請への対応	5 ページ
3. 自主的判断	5 ページ
4. 国民保護措置の実施に従事する職員の安全の確保	5 ページ
5. 国民に対する情報提供	5 ページ

第4章 独立行政法人放射線医学総合研究所が実施する国民保護措置 に関する事項

第1節 平素からの備え

1. 国民保護措置に関する啓発	6ページ
2. 国民保護措置に関する訓練	6ページ
3. 連絡体制及び参集体制の整備	6ページ
4. 非常用通信機器等の整備	6ページ
5. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への備え	6ページ
6. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処に関する研究活動等の効率化と強化	7ページ
7. 武力攻撃事態等における研究所施設等の安全の確保	7ページ
8. 武力攻撃事態等における放射線取扱施設の安全の確保	7ページ

第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

1. 情報の収集及び伝達	8ページ
2. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処	8ページ
3. 赤十字標章等及び特殊標章等の使用等	9ページ
4. 武力攻撃事態等における職員等の安全の確保に関する措置	10ページ
5. 武力攻撃事態等における危険物質等の保安	10ページ
6. 武力攻撃事態等における放射線取扱施設等の安全の確保	10ページ
7. 関係機関による安否情報の収集に対する協力	11ページ
8. 国民保護措置に関する広報活動	11ページ

第3節 武力攻撃災害の復旧、復興に関する措置

1. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害の復旧、復興	11ページ
2. 研究所施設等の安全点検及び応急措置の実施	11ページ
3. 研究所業務の早期再開	11ページ
4. 武力攻撃災害発生後における清掃防疫その他の保健衛生	11ページ
5. 職員の健康管理	11ページ
6. 生活支援	11ページ
7. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処に関する研究活動の推進	12ページ

第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1. 放医研国民保護等対策本部の設置	12ページ
2. 緊急対処保護措置の実施	12ページ

別表 1-1 武力攻撃事態例

別表 1-2 緊急対処事態例

第 1 章 総論

1. 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 36 条第 1 項及び第 18 条第 2 項の規定並びに国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態（別表 1-1 に示すような武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。

(2) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(3) 武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って、原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

(4) 核兵器等による災害

核兵器、ダーティボム等を用いた攻撃に伴って生ずる放射性物質又は放射線による被害をいう。

(5) 国民保護措置

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等が国民保護法の規定に基づいて武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために実施する次の措置をいう。

イ. 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ. 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ. 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

ニ. 国民の生活の安定に関する措置

ホ. 被害の復旧に関する措置

(6) 緊急処理事態

別表 1-2 に示すような武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であって、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

(7) 緊急対処保護措置

緊急処理事態において、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等が国民保護法の規定に基づいて、国民保護措置に準じて実施する措置をいう。

3. 計画の目標

この計画においては、次に掲げる目標の達成に努める。

- (1) 武力攻撃原子力災害又は核兵器等による災害が発生した場合には、文部科学省等、地方公共団体及び関係機関が実施する国民保護措置等を支援すること。
- (2) 武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、研究所の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措置等を実施すること。
 - イ. 研究所職員、来訪者、重粒子医科学センター病院（以下「研究所病院」という。）における入院患者等の生命、身体の安全を図ること。
 - ロ. 管理する石油類、高圧ガス、生物剤及び毒素その他の危険物質等による災害の発生・拡大を防止するとともに、これらによる災害の復旧を図ること。
 - ハ. 管理する放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するとともに、災害の復旧を図ること。
 - ニ. 研究所の土地、施設及び設備（以下「研究所施設等」という。）の防護、災害の復旧を図ること。
 - ホ. 災害後の研究所業務遂行上の障害を取り除き、研究活動等の実施を確保すること。
 - ヘ. 国民保護措置等に関する研究活動等の効率化と推進を図ること。
 - ト. 被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。

4. 計画の適切な見直し及び充実

研究所は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更する。また、この計画の作成又は変更に当たっては、この計画の下で国民保護措置等に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、関係機関の意見を求めるよう努める。

第2章 国民保護措置の実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1. 独立行政法人放射線医学総合研究所原子力防災・国民保護等連絡会議の設置

(1) 研究所の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、研究所に独立行政法人放射線医学総合研究所原子力防災・国民保護等連絡会議（以下「原子力防災・国民保護等連絡会議」という。）を設置する。

原子力防災・国民保護等連絡会議の事務は、企画部企画課、総務部総務課及び安全・施設部安全計画課が協力して行う。

(2) 原子力防災・国民保護等連絡会議の組織その他原子力防災・国民保護等連絡会議に必要な事項については別に定める。

2. 連絡体制及び参集体制の整備

(1) 研究所は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員への情報伝達、非常参集等のための体制を整備する。

(2) 連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、研究所が被災した場合、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を考慮する。

3. 国民保護措置の実施機能等の確保

研究所は、武力攻撃事態等において、研究所が国民保護措置の実施機能を果たし得るよう、研究所施設等の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態発生後に備えた飲料水等の備蓄に努める。

4. 国民保護措置に関する職員の研修等

研究所は、関係職員に対し、講習会の実施等を通じて、国民保護法その他の関係法令、この計画の内容及び武力攻撃事態等における連絡網等、国民保護措置に関して必要な知識等の周知徹底を図る。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1. 独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護連絡班の設置

(1) 安全・施設部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど武力攻撃事態等が疑われる情報を入手した場合においては、研究所として情報収集・分析、準備を行うため、独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護連絡班（以下「国民保護連絡班」という。）を速やかに設置する。

(2) 国民保護連絡班は、企画部長、企画部企画課長、総務部長、総務部総務課長、安全・施設部施設課長、広報課長、安全・施設部安全計画課長、緊急被ばく医療研究センター長、緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部長、重粒子医科学セ

ンター病院長など、事態発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員で構成する。

- (3) 国民保護連絡班は、文部科学省、千葉県、千葉市等の関係機関を通じて当該事態に係る情報収集に努めるとともに、必要に応じて国民保護措置実施のための準備を行う。
- (4) 安全・施設部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態等ではないことが明らかとなったとき、又は独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護等対策本部を設置したときは、国民保護連絡班を廃止する。

2. 独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護等対策本部の設置

- (1) 理事長は、文部科学省に文部科学省・文化庁国民保護対策本部が設置されたときは直ちに理事長を長とする独立行政法人放射線医学総合研究所国民保護等対策本部（以下「放医研国民保護等対策本部」という。）を設置する。
- (2) 放医研国民保護等対策本部の組織、職務代理の順その他放医研国民保護等対策本部に関し必要な事項については別に定める。
- (3) 研究所は、放医研国民保護等対策本部を設置したときは、文部科学省に同本部の連絡窓口を通知する。

3. 職員の派遣

理事長は、武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に係る国民保護措置の実施について国民保護法第151条第1項の規定により文部科学省等から職員の派遣の要請があったときは、その業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

4. 当研究所が被災した場合の措置

- (1) 研究所は、当研究所を含む千葉市が被災した場合、職員等の安否の確認、職員、来訪者及び研究所病院における入院患者等の避難、研究所施設等の安全点検、応急復旧等の緊急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。
- (2) 当研究所において業務を行うことが困難な場合、文部科学省との連携に留意し、代替機能を確保する措置を検討する。

第3章 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に係る国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

研究所は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、指定公共機関の一員として他の機関と連携協力し、研究所の所掌業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

1. 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 研究所は、文部科学省等、地方公共団体及び関係機関との間で平素より密接な連携を図り、国民保護措置が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。
- (2) 研究所は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に対応するための資機材の提供等、武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

2. 文部科学省等からの要請への対応

文部科学省等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、研究所はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合は速やかに所要の措置を講ずる。

3. 自主的判断

研究所が国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については文部科学省等の関係機関から提供された武力攻撃の状況に関する情報等を踏まえ、自主的に判断する。

4. 国民保護措置の実施に従事する職員の安全の確保

研究所は、国民保護措置の実施に従事する職員について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、安全の確保に十分配慮する。

5. 国民に対する情報提供

研究所は、記者発表やインターネット等の広報手段を活用して、研究所が実施する国民保護措置の実施状況等についての正確な情報を迅速に国民に提供するよう努める。

第4章 独立行政法人放射線医学総合研究所が実施する国民保護措置に関する事項

第1節 平素からの備え

1. 国民保護措置に関する啓発

- (1) 研究所は、武力攻撃事態等における事態対応能力育成及び職員、来訪者、研究所病院における入院患者等の生命、身体の安全の確保のため、職員等に対して、国民保護措置の重要性及び訓練の必要性についての啓発を図る。
- (2) 研究所は、応急活動のための危機管理マニュアル、安全を確保するための各種規程等を作成し、職員に周知する。

2. 国民保護措置に関する訓練

(1) 国民保護措置に関する訓練の実施

研究所は、武力攻撃事態等への対応能力向上を図るため、具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集・伝達訓練、非常参集訓練、放医研国民保護等対策本部設置・運営訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。

その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

また、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して又はそれぞれが行う訓練に積極的に参加し、国民保護措置に関する業務の連携に努める。

(2) 地域、関係機関と連携した訓練の実施

研究所は、千葉県、千葉市等の国民の保護に関する計画に基づき、地域、関係機関との連携を図りつつ、地域の実情に即して多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の国民保護措置に関する必要な訓練を実施する。

3. 連絡体制及び参集体制の整備

研究所は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集、関係職員への連絡体制、非常参集体制を整備する。

4. 非常用通信機器等の整備

研究所は、対策拠点となる放医研国民保護等対策本部設置場所に、非常用電話、ファクシミリその他非常用通信機器、応急対策の実施に必要な資料等を整備し維持する。また、本対策拠点を平素から訓練等に活用する。

5. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への備え

(1) 緊急被ばく医療派遣チーム等の動員体制の整備

研究所は、文部科学省等からの要請に応じ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素より、放射線防護等に関する専門家、緊急モニタリング要員及び緊急被ばく医療チームについて、その組織及び動員体制を整備、維持する。

- (2) 現地動員用資機材等の整備
研究所は、文部科学省等からの要請に応じ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素より、医薬品、医療資機材、放射線測定器等の必要な資機材の整備・維持に努める。
 - (3) また、地方公共団体等に対し、放射線測定器等武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害に対処するための資機材の整備に関し所要の指導・助言等を行う。
6. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処に関する研究活動等の効率化と強化
- (1) 研究所は、国立大学法人広島大学と相互に連携し、三次被ばく医療体制の構築に努める。
 - (2) また、研究所は、武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対応その他国民保護措置に資する情報を広く収集して把握することにより、必要な際に必要な知識を迅速に提供するためのデータベースを構築する。
 - (3) 研究所は、武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対応その他国民保護措置に資する研究活動等を促進するため、大学、関係の研究開発機関等との連携を推進すること等により、共同研究の促進、研究情報の交換等の促進、その他研究活動等の効率化と強化に努める。
7. 武力攻撃事態等における研究所施設等の安全の確保
- (1) 研究所は、武力攻撃による研究所施設等に起因する災害を防止し、人命の安全及び研究活動等の円滑な遂行を確保するため、研究所施設等の安全性の向上を図るよう努める。
 - (2) 研究所は、石油類、高圧ガス、危険物貯蔵設備、生物剤及び毒素その他の危険物質等の管理に際して、これらによる災害の発生を防止するため、関係法令に従い適切な予防措置を講じる。
 - (3) また、別表2に掲げる生物剤及び毒素を取り扱う施設を把握する。生物剤及び毒素を取り扱う施設の安全確保の留意点については、科学的知見の集積などを反映し、適宜見直しを行う。
 - (4) 研究所は、武力攻撃事態等において、消防、避難及び救助が的確かつ迅速に実施できるよう、必要な施設及び設備等を整備する。
 - (5) 特に、研究所病院における入院患者の生命、身体安全の確保については、平素より、一人一人の容態に応じた避難誘導が適切になされるよう体制の整備に努める。
 - (6) 研究所は、武力攻撃被害が発生した場合に備え、生物兵器を用いた攻撃、化学兵器を用いた攻撃も想定しつつ、被害への対処のために必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
8. 武力攻撃事態等における放射線取扱施設の安全の確保
- (1) 研究所は、武力攻撃事態等においてその安全を確保しなければ周辺の地域に被

害を生じさせるおそれがある放射線取扱施設については、安全確保措置を的確に実施するものとする。

- (2) 研究所は、放射線取扱施設の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年 法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年 法律第167号）等の規定に基づき、障壁、柵等の設置など人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視及び監視に関すること等についてあらかじめ定めるなど、警戒態勢に関し所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 研究所は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が研究所外へ放出され、又は放出されるおそれがあると認められる際の、文部科学省との間の連絡のための専用回線の整備・維持など通信手段の確保を図る。

第2節 武力攻撃事態等への対処に関する措置

1. 情報の収集及び伝達

- (1) 研究所は、関係機関から武力攻撃の兆候等に関する情報を入手したときは、直ちに理事長に報告する。
- (2) 理事長は、文部科学省から警報の通知を受けたときは、武力攻撃事態等に対する所要の応急措置が講ぜられるよう、関係者に対し必要な情報を伝達する。

2. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処

(1) 専門家の派遣

研究所は、文部科学省等から専門家の派遣について要請があったときは、専門家を派遣する。

(2) 放射能影響の把握のための活動

研究所は、放射能影響の把握のための活動の実施について文部科学省等から要請があったときは、現地へ緊急モニタリング要員及び資機材を動員し、独立行政法人日本原子力研究開発機構等と協力して地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。

(3) 緊急被ばく医療チームの派遣等

研究所は、文部科学省等から、緊急被ばく医療チームの現地又は都道府県対策本部への派遣の要請があったときは、医師、看護師等からなる救護班を編成し派遣する。

現地又は都道府県対策本部に派遣された緊急被ばく医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診療について、トリアージ（治療優先順序の選別）の実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

また、研究所は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を実施する。

3. 赤十字標章等及び特殊標章等の使用等

(1) 赤十字標章等の使用

理事長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、あらかじめ文部科学大臣の許可を得て、武力攻撃事態等において緊急被ばく医療活動を実施する職員対し赤十字標章等を使用させる。

(2) 特殊標章等の使用

理事長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、あらかじめ文部科学大臣の許可を得て、武力攻撃事態等において放射能影響把握のための活動を実施する職員対し特殊標章等を使用させる。

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等の様式等



(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための空白)
赤十字

身分証明書
 IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用
 PERMANENT 臨時の
 for TEMPORARY civilian medical personnel

氏名/Name _____
 生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書II）によって保護される。
 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____

交付年の年月日/Date of issue _____ 証明書の番号/No. of card _____
 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期限の満了日/Date of expiry _____

身長/Height _____	髪の色/Hair _____	瞳の色/Eyes _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp _____	所持者の署名/Signature of holder _____	

(白地に赤十字の標章)

(身分証明書 表裏)

(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための空白)
青三角

身分証明書
 IDENTITY CARD

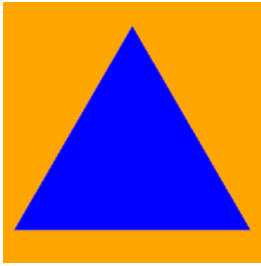
国民保護検閲に係る職務等を行う者用
 for civil defence personnel

氏名/Name _____
 生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書II）によって保護される。
 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____

交付年の年月日/Date of issue _____ 証明書の番号/No. of card _____

身長/Height _____	髪の色/Hair _____	瞳の色/Eyes _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp _____	所持者の署名/Signature of holder _____	



(オレンジ色地に
青の正三角形)

(身分証明書 表裏)

4. 武力攻撃事態等における職員等の安全の確保に関する措置

(1) 避難措置の指示の通知及び伝達

研究所は、文部科学省等から避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を直ちに職員等に周知する。

(2) 研究所病院における入院患者等の安全の確保

研究所は、研究所病院における入院患者等の生命、身体の安全を図るため重粒子医学センター病院長から協力の求めがあったときは、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難誘導等の一般に広く期待されている措置を講じるとともに、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による運搬など、必要な支援を行う。

5. 武力攻撃事態等における危険物質等の保安

(1) 研究所は、管理する石油類、高圧ガス、生物剤及び毒素その他の危険物質等による武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、必要な保安措置を講じる。

(2) 研究所は、管理する生物剤及び毒素による武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため以下のとおり必要な保安措置を講じる。

- ・ 生物剤及び毒素の管理場所の警備の強化
- ・ 生物剤及び毒素の取扱所の全部または一部の使用の一時停止又は制限
- ・ 生物剤及び毒素の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 生物剤及び毒素の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 研究所は、国が別途示す動物の保護等に関し配慮すべき事項についての基本的考え方を踏まえ、危険実験動物等の逸走防止、飼育・保管されている実験動物の保護等に関し所要の措置を講じる。

(4) 研究所は、武力攻撃事態等においては、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置を講ずることを文部科学省、千葉県等から命ぜられたときは、当該措置を的確かつ迅速に講ずる。

6. 武力攻撃事態等における放射線取扱施設の安全の確保

(1) 放射線取扱施設の安全確保措置

研究所は、武力攻撃事態等において、危険が切迫している場合、緊急な対処が必要となる場合、文部科学省から安全確保措置を講ずるよう指導があった場合は、武力攻撃災害の発生・被害の拡大防止を図るため速やかに安全確保措置を講ずる。

(2) 放射線取扱施設の使用停止等

研究所は、放射性物質等の空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため緊急の必要がある場合は、放射線取扱施設の全部又は一部の使用を一時停止する。

7. 関係機関による安否情報の収集に対する協力

研究所は、千葉県等が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有する安否情報を速やかに千葉県等に提供するなど、安否情報の収集等に協力する。

8. 国民保護措置に関する広報活動

研究所は、記者発表やインターネット等の広報手段を活用して、研究所が実施する国民保護措置の実施状況等についての正確な情報を迅速に国民に提供するように努める。

第3節 武力攻撃災害の復旧、復興に関する措置

1. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害の復旧、復興

研究所は、文部科学省等から専門家の派遣、放射能影響の把握のための活動、緊急被ばく医療チームの派遣等についての要請があったときは、その業務に著しい支障のない限り適任と認める職員を派遣する等、必要な支援措置を講じる。

2. 研究所施設等の安全点検及び応急措置の実施

研究所は、避難措置の解除後、研究所施設等の安全点検をできるだけ早急に行い、危険物の撤去、応急措置等必要な措置を講じる。

3. 研究所業務の早期再開

研究所は、被災後可能な限り早期に研究所業務が再開できるよう、研究所施設等の迅速な復旧活動を実施する。

特に、研究所病院の施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行う。また、備蓄していた必要な薬品、医療資機材等を補充する。

4. 武力攻撃災害発生後における清掃防疫その他の保健衛生

研究所は、被災後における職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防対策等のための措置を実施する。

5. 職員の健康管理

研究所は、武力攻撃災害により被災し、精神的に大きな障害を受けた職員等の健康相談活動等を開始するなど、職員等の心身の健康管理に留意する。

6. 生活支援

研究所は、武力攻撃災害により居住場所を失った職員等に対し、必要に応じ、住宅情報の提供、あっせん等必要な支援をおこなう。

7. 武力攻撃原子力災害及び核兵器等による災害への対処に関する研究活動の推進

研究所は、武力攻撃事態等への対処に関する研究活動を推進するため必要な措置を講ずる。

第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1. 放医研国民保護等対策本部の設置

- (1) 研究所は、文部科学省に文部科学省・文化庁緊急処理事態対策本部が設置された場合には直ちに理事長を長とする放医研国民保護等対策本部を設置する。
- (2) 放医研国民保護等対策本部の組織及び必要な事項については別に定める。
- (3) 研究所は、放医研国民保護等策本部を設置したときは、文部科学省に同本部の連絡窓口を通知する。

2. 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第2章から第4章までの定めに従って行う。

(附 則)

この業務計画は、平成18年4月1日から施行する

(附 則)

この業務計画は、平成20年4月1日から施行する

別表 1 - 1

武力攻撃事態例

	攻 撃 例
4 類型の武力攻撃	着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
特殊な対応が必要なNBC攻撃	核兵器又はダーティボムを用いた攻撃 生物兵器を用いた攻撃 化学兵器を用いた攻撃

(内閣官房 国民保護ポータルサイト参照)

別表 1 - 2

緊急処理事態例

	攻 撃 例
攻撃対象による分類 ○危険性を内蔵する物質を有する施設等に対する攻撃 ○多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	原子力事業所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 空港、トンネル、電力・通信施設等への攻撃
攻撃手段による分類 ○多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する放射性物質、毒素等の混入

○ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来
-----------------------	------------------------------------

(内閣官房 国民保護ポータルサイト参照)

別表2

生物剤及び毒素一覧

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス，重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス，エボラウイルス，マールブルグウイルス，クリミア・コンゴ出血熱ウイルス，黄熱ウイルス，チクングニヤウイルス，デング熱ウイルス，日本脳炎ウイルス，ウエストナイルウイルス，ニパウイルス，Bウイルス，狂犬病ウイルス，サル痘ウイルス，西部ウマ脳炎ウイルス，東部ウマ脳炎ウイルス，ベネズエラウマ脳炎ウイルス，ダニ媒介性脳炎ウイルス，高病原性トリインフルエンザウイルス，ハンタウイルス，フニンウイルス，マチュポウイルス，ラッサ熱ウイルス，リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス，ホワイトポックスウイルス，リフトバレー熱ウイルス，ポリオウイルス，E型肝炎ウイルス，A型肝炎ウイルス，リッサウイルス

(2) 細菌（クラミジア，リケッチアを含む。）

炭疽菌，Q熱コクシエラ（Q熱菌，Q熱リケッチア），コレラ菌，塹壕熱リケッチア，赤痢菌，チフス菌，パラチフスA菌，発疹チフスリケッチア，鼻疽菌，類鼻疽菌，ウシ流産菌，ブタ流産菌，マルタ熱菌，ペスト菌，ボツリヌス菌，野兔病菌，日本紅斑熱リケッチア，ロッキー山紅斑熱リケッチア，ブルセラ属菌，ジフテリア菌，腸管出血性大腸菌，オウム病クラミジア，シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア，ライム病ボレリア，レジオネラ属菌，レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫，オリエンチアツツガムシ，熱帯熱マラリア原虫，三日熱マラリア原虫，卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素，ウェルシュ菌毒素，黄色ブドウ球菌毒素，ベロ毒素，コレラ毒素，赤痢菌毒素，デアセトキシシルベノール毒素，アフラトキシン，アブリン，コノトキシン，T-2トキシン，HT-2トキシン，テトロドトキシン，ビスカムアルバムレクチン，ボルケンシン，ミクロシスチン，モデシン

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス，牛肺疫菌，口蹄疫ウイルス，アフリカ豚コレラウイルス

(文部科学省・文化庁国民保護計画より)